

**令和7年度～令和9年度岐阜県厚生農業協同組合連合会
入札参加資格審査申請書提出要領**

1. 概要

本会では、①国・県・市町村等公的機関の補助を受けて発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）は、本会の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている業者から、②それ以外の建設工事および測量、土木建築設計その他の建設関連業務は、本会の建設工事入札参加資格者名簿または岐阜県入札参加者資格名簿（建設工事）に搭載されている業者から選定することとしております。

2. 申請対象者

- (1) 令和7年度から令和9年度に本会が国・県・市町村等公的機関の補助を受けて発注する建設工事の入札に参加を希望する者
 - (2) 令和7年度から令和9年度に本会と（1）以外の建設工事、測量・建設コンサルタント等の随意契約を希望する者（岐阜県入札参加者資格名簿（建設工事）に搭載されている者を除く。）
- ※ 令和6年度以前の資格をお持ちの方も、令和7年度以降に行われる本会の入札等へ参加を希望する場合は、申請手続きを行う必要があります。

3. 有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

- ※ 今回より入札参加資格の有効期間を3年に延長しました。

4. 受付日時

令和7年2月1日～令和7年3月31日（土・日・祝日を除く）

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

- ※ 郵送の場合は、令和7年3月31日必着

- ※ 定期受付期間終了後は、随時受付を行います（随時受付の場合、有効期間は名簿登載日から令和10年3月31日までとなります）。

5. 受付場所

本所 企画管理部企画管理課

（〒500-8367 岐阜県岐阜市宇佐南 4-13-1 JA 会館 6階）

6. 提出方法

持参又は郵送

- ※ 郵送の場合は、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱記してください。

- ※ 受領証（任意様式）が必要な方は、各自でご用意ください。郵送の場合は、切手を貼り返送先を明記した返信用封筒又は返信用はがきと一緒に同封してください。

6. 提出書類

別紙1「入札参加資格審査申請提出書類一覧」記載の必要書類をA4ファイル（色の指定なし）に綴じてください。

各証明書（写しも可）は、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

7. 注意事項

- ・提出するファイルの表紙と背表紙に申請者名を記入してください。
- ・審査結果については通知いたしません。
- ・申請書の内容に変更があった場合は、速やかにその旨の届出をしてください。

入札参加資格審査申請提出書類一覧

番号	提出書類名	様式 ※ 1	建設 工事	測量 等	備 考
1	入札参加資格審査申請書 本店用	1・5	○	○	使用印鑑届には、当会との 契約に使用する印鑑を押印
	支店用	2・6	△	△	入札等の権限を支店等の長 に委任する場合
2	使用印鑑届		○	○	入札参加資格申請書に押印 してある場合は不要
3	委任状		△	△	支店等で取引する場合
4	建設業許可証明書、又は 建設業許可通知書の写し		○		
5	登録証明書			○	申請する事業の登録証明書
6	登記事項証明書		○	○	現在事項証明書もしくは履 歴事項全部証明書
	身分証明書（代表者）		△	△	法人以外の場合
7	身分証明書（受任者）		△	△	受任者が商業登記事項証明 書に記載のない場合
8	納税証明書（国税）	※ 2	○	○	法人税又は所得税、及び消 費税・地方消費税の納税証 明書
9	納税証明書（県税）	※ 3	△	△	岐阜県内事業者又は岐阜県 内に事業所等を有する事業 者の場合
10	経営事項審査結果通知書		○		
11	実績及び技術者調書	9		○	国土交通省地方整備局で使 用されている様式を使用す る場合、様式 1 の 2 および
12	経営規模等技術者調書	10		○	1 の 3 で代替可能
13	営業所一覧表	4・11	○	○	
14	財務諸表			○	直前 1 ヶ年度の貸借対照表 及び損益計算書
15	建設共同企業体協定書の 写し		△		建設共同企業体に限る

※ 1 様式 1～11 は、(社)岐阜県建設業協会にて以前販売されていた岐阜県下市町村統一様式を使用する場合があります。国・県・市町村等で指定されている様式で代替していただいて構いません。

※ 2 税務署が発行する未納の税額がないことの証明書（個人の場合は（その 3 の 2）、法人の場合は（その 3 の 3））を提出してください。

- ※3 岐阜県税事務所が発行する「全税目に未納の徴収金のない旨の証明書」を提出してください。
- ※4 申請者が測量・調査を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「5. 登録証明書」、「6. 登記事項証明書（法人の場合）」および「14. 財務諸表」の提出を省略できます。

また、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、「5. 登録証明書」、「6. 登記事項証明書（法人の場合）」および「14. 財務諸表類」の提出を省略することができます。なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。